

入会・退会及び会費規程

一般社団法人 京都府臨床検査技師会

平成 23 年 5 月 28 日制定

入会・退会及び会費規程

第 1 条（目的）

この規程は、一般社団法人京都府臨床検査技師会（以下「当法人」という。）の定款第 5 条ないし第 8 条の規定に基づき、当法人の会員の入会・退会並びに入会金及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（入会基準及び手続）

当法人の会員として入会しようとする個人又は団体は、理事会において別に定める**会員登録用紙**を提出しなければならない。

- 2 前項の入会申込みに対して、定款第 5 条の会員の種別に従い、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。但し、社員は臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有しなければならない。
- 3 会員は、第 1 項の入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、理事会において別に定める**会員登録用紙**を速やかに提出しなければならない。

第 3 条（入会金及び会費）

この法人の入会金及び会費（年額）は、次のとおりとする。

- (1) 入会金：社員 1,000 円・賛助会員 10,000 円
- (2) 会 費：社員 5,000 円・賛助会員 40,000 円
- 2 事業年度の途中で入会した会員は、入会した日にかかわらず、当該事業年度にかかる会費金額を納入しなければならない。
- 3 定款第 10 条の規定により、会員がその資格を喪失した場合でも、既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

第 4 条（会費の納入）

会員は、毎年事業年度が開始する日の前日までにあらかじめ会費を納入しなければならない。

第 5 条（退会）

会員は、理事会において別に定める**会員登録用紙**を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第 6 条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の承認を経て社員総会の決議によらなければならない。

附 則

- 1 この規程の施行に関して必要な事項は、理事会において別に定める。
- 2 この規程は、当法人が移行認可を受け、移行を登記した日から施行する。

① 平成 25 年 05 月 31 日 一部改正

②